

計算書類に対する注記（法人全体用）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品 — 定額法

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

本会で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

制度対象となる職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 三重県社会福祉事業職員共済会が実施する退職共済制度

制度対象となる職員について、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

本会の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分内容

①法人本部拠点（社会福祉事業）

- ・「法人運営事業」
- ・「地域福祉活動推進」
- ・「ボランティアセンター運営事業」
- ・「共同募金配分金事業」
- ・「資金貸付事業」
- ・「ふれあいセンター運営事業」
- ・「基金運営事業」
- ・「受託事業」

②介護事業所（井戸）拠点（社会福祉事業）

- ・「居宅介護支援事業」

- ・「訪問介護事業」
- ・「通所介護事業」
- ・「訪問入浴事業」
- ・「地域活動支援センター事業」
- ・「特定相談支援事業」

③介護事業所（飛鳥）拠点（社会福祉事業）

- ・「訪問介護事業」
- ・「通所介護事業」

④介護事業所（紀和）拠点（社会福祉事業）

- ・「訪問介護事業」
- ・「通所介護事業」

⑤介護事業所（あゆみ）拠点（社会福祉事業）

- ・「生活介護事業 あゆみ事業所」

⑥くまのふれあいセンター拠点（収益事業）

- ・「ふれあいセンター賃貸事業」

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	2,920,008	405,000	2,920,870	404,138
定期預金	1,250,000	0	0	1,250,000
合計	4,170,008	405,000	2,920,870	1,654,138

7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8 担保に供している資産

該当なし

9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	146,405,000	146,000,862	404,138
土地	1,000	0	1,000
建物	11,499,036	5,883,900	5,615,136
構築物	1,230,000	1,229,999	1
車輛運搬具	50,614,454	46,856,170	3,758,284
器具及び備品	17,917,679	15,105,092	2,812,587
合計	227,667,169	215,076,023	12,591,146

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	57,052,936	0	57,052,936
合計	57,052,936	0	57,052,936

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし